

令和2年5月18日

保護者の皆様へ

福岡県立小倉聴覚特別支援学校長

学校再開に向けての本校の対応について（お願い）

このたび、福岡県が新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象から外れたことを受け、県立学校の教育委員会指定休業日が5月17日（日）終了になりました。

このことを受けまして、本校としましては、今後「登校日」を設け、徐々に学校での教育活動の再開を進めていくこととしました。

もとより、新型コロナウイルスが社会から消滅したということでも、日常生活や学校教育活動のなかで感染リスクがゼロになったということでもありません。

しかしながら、長期間の休校措置により子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることが懸念されており、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら学校再開に向けてとりくみを進めていくという考えで、登校日を設定するものです。

ご家庭におかれましても、日々感染の不安や外出自粛など不自由な生活を送られているなかで、学校登校ということで、様々なご心配な面があろうかと思えます。

つきましては、「登校日」を実施するにあたり、家庭訪問等を実施し、お子様や保護者と学校が面談により、下記の内容についての相互理解を図ることとしました。

今後も学校と家庭との連携を密にして、安心・安全な学校運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登校開始以降の基本的な感染予防の対応

- (1) 手洗い、マスク着用、身体的距離の確保等による感染症予防対策を徹底する。
- (2) 避けるべき3つの密（密閉、密集、密接）により学習活動を精査しつつ、大切にしたい2つの密（子供同士の尊重・信頼・協力の密な関係づくり、学校と家庭、福祉や医療・放課後サービス等の関係機関との密な連携）の対応をすすめる。
- (3) 地域の感染状況にも注視し、感染者または濃厚接触者と新たに判断された職員や幼児児童生徒が確認された際は、登校日等は実施しない。

2 面談等により家庭と学校が相互理解を図る内容について

- (1) 登校開始以降の感染予防等のとりくみ
 - (2) 家庭での感染予防等のための対応についてのご協力
 - (3) お子様の状況、学校で配慮すべき事項等（医療機関等の相談を含む）
- ※詳細については、担任等の面談者をご説明をします。

3 登校日の設定について

上記1, 2の内容等が確認され、保護者と学校長の双方で準備が整ったと認められた幼児児童生徒から順次登校日を設定する。